

質問及び回答書

案件名	平成30年度高松市通所型サービスB専門職派遣事業
-----	--------------------------

質問日：平成30年3月12日

回答日：平成30年3月19日

No.	質問内容	回答
1	派遣する従事者の要件として、リハビリ専門職の場合、診療報酬（医療・介護）の専従要件との兼ね合いは、どうなるのか	この事業により、派遣されている時間帯は、介護保険サービス事業所での勤務時間に含めることはできません。 また、回復期リハビリテーション病棟に配属されているリハビリ専門職のうち、理学療法士は、専従要件があるため、他の業務に従事することはできませんが、作業療法士及び言語聴覚士は、専従要件がありませんので、支障がない範囲で他の業務に従事することは可能です。
2	派遣回数は、月1回程度、6か月間で6回までであるが、毎回異なる者を派遣しても良いのか	構いません。 ただし、指導・助言の内容や参加者の状況など情報を共有するようにしてください。
3	急遽、従事者として届け出ている者以外を派遣することは、可能か	事前に、派遣する者が変更となる旨を当室に連絡を行うとともに、ファクシミリ等の送信により、派遣する者の資格を証する書類を提出してください。

高松市長寿福祉課 地域包括ケア推進室